第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十一第二項、第五十二条の二十二第二項及び第三項並びに第五十二条の二十三を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第十五条第一項及び第二十三条第一項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは「書面で」と、同条第二項中「又は電磁的記録が私人により作成されたもの」とあるのは「が私文書」と、同規則第五十二条の二十一第一項中「この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第五十六条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。

２　和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三条の二第一項の規定を準用する。

３　第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

４　第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第二十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（検察官に対する調査嘱託・法第二十二条）

第二十一条　裁判所は、法第二十二条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第二十二条第一項又は同条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときは、検察官に調査を嘱託することができる。

［２　略］

（申立書の記載事項等・法第二十四条）

第二十二条　法第二十四条第二項に規定する書面（以下「申立書」という。）には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又はその代理人が記名押印しなければならない。

［一～四　略］

五　法第四十五条において準用する民事訴訟法第百四条第一項の規定による送達を受けるべき場所の届出及び同項の規定による送達受取人の届出をするときはその旨

［六～八　略］

［２　略］

（申立書の送達・法第二十五条）

第二十三条　［略］

２　前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第百四十三条第二項（同法第百四十四条第三項において準用する場合を含む。）の書面の送達について準用する。

第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）第三十九条第一項において準用する刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第六十条の規定」と読み替えるものとする。

２　和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三条の規定を準用する。

［新設］

［新設］

（検察官に対する調査嘱託・法第二十二条）

第二十条　裁判所は、法第二十二条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第二十二条第一項又は同条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときは、検察官に調査を嘱託することができる。

［２　同上］

（申立書の記載事項等・法第二十四条）

第二十一条　［同上］

［一～四　同上］

五　法第四十一条において準用する民事訴訟法第百四条第一項の規定による送達を受けるべき場所の届出及び同項の規定による送達受取人の届出をするときはその旨

［六～八　同上］

［２　同上］

（申立書の送達・法第二十五条）

第二十二条　［同上］

２　前項の規定は、法第四十一条において準用する民事訴訟法第百四十三条第二項（同法第百四十四条第三項において準用する場合を含む。）の書面の送達について準用する。